令和2年度 事業計画書

一般社団法人 関西環境開発センター

はじめに

昨年来、日本の企業を取り巻く社会情勢は急速に変化している。一部企業にとっては負担とも考えられる「働き方改革」、常態化している労働力不足、さらに、中国武漢で発生したコロナウイルス感染症は、昨年末以来瞬く間に世界中に感染拡大し、世界の景気後退と、日本においても感染拡大防止のための休校や、イベントの中止など社会活動・経済活動に大きな損失をもたらしている。

また、2015 年 9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)は、貧困、健康、雇用、水と衛生等多岐にわたり 17 の目標が掲げられており、現在すべての企業に取り組みが求められている状況である。

この様な背景から、ビルメンテナンス業界においても、働き方改革、外国人労働者の受け入れ、清掃ロボットの導入、環境への配慮、SDGs など解決しなければならない多くの課題を抱えており、一般社団法人関西環境開発センター(以下、KKC)は、社会の負託に応え、一つひとつ議論、研究を行うことにより、ビルメンテナンス業界、会員企業が抱える課題の解決に向けて、会員企業と連携し、ビルメンテナンス業界の発展に寄与するために活動するものである。

1. 基本方針

この法人の事業の柱を教育訓練関係事業、簡易専用水道検査・特定建築物調査業務、及び諸施設管理事業とし、KKC及び社会を取り巻く厳しい状況に鑑み、従来からの事業を基本とし、事業の見直し改善を図りながら新規事業の開拓について検討を行い、より効果的、効率的に事業運営を進め、経営の安定、組織の強化を図り、ビルメンテナンス業界の発展に寄与することを目標とする。

2. 事業概要

<協賛会員の新規会員の拡充>

ビルメンテナンス企業の従事者の資質の向上のための教育訓練、問題解決に向けた研究などをKKCが実施し社会に発信することで、ビルメンテナンス業界の発展に寄与することを目標に事業を推進している。これに賛同し、KKCの活動に参加を希望する企業に対して協賛会員への参加を促す。

<教育訓練関係事業>

教育訓練関係事業の事業目標であるビルメンテナンス企業等の人材育成、業界の発展のための様々な事業を推進する。その事業内容はすべての企業に求められる法令順守、社会的責任、環境への配慮を考慮したものである。

- (1) 衛生的で快適、安全な環境を提供するという、ビルメンテナンス業務本来の目的を 達成するために必要な専門的知識・技術を習得し資質の向上を図る研修、また業務を 実施するために必要な法定教育を実施する。社内教育で使用する書籍・DVDなど研 修用教材の発行・販売を行う。
- (2) 外国人材の受入れ方法として新たに特定技能が創設されたが、従来からある技能実習制度で外国人材を受け入れる企業も増加している。すでに実施している養成講習だけでなく、技能実習生の入国後講習、基礎級・随時3級受験対策講座を実施し、技能実習生受入れ企業をサポートする。
- (3) ビルメンテナンス会員企業の事業に役立ち、社会の信頼を一層得られるような情報 を掲載した機関紙を発行するとともに、法令改正などの最新情報を収集し、ホームページ・Facebookで広く発信する。

<簡易専用水道及び店舗の検査事業>

PDCAの考え方を取入れた業務規程や法的基準や国際標準を背景に、検査を行うことにより、施設の衛生状態の向上に寄与する。

<万博公園関係諸施設等の管理業務>

建築物衛生法の目的、基準等を遵守し、管理業務を進める。

3. 具体計画

1. 教育訓練の実施

ビル管理業務に携わる方を中心に、様々な業種、階層の方々を対象として、専門的な知識の練成向上を図り資質を高めるための講習を実施する。

1) 建築物衛生法に基づく従事者研修

建築物衛生法で定められた従事者研修を、各企業に代わり集合教育で実施する。

「清掃作業従事者研修」「清掃作業従事者研修(レディースコース)」

「防除作業従事者研修」「貯水槽清掃作業従事者研修」

2) ビルメンテナンス業務初任者研修

新規採用者等を対象に、必要な知識、技能を習得し実務に役立てることねらいに実施する。

「ビルクリーニング初級研修」「設備管理初級研修」「ポリッシャー基本実技講座」

3) ビルメンテナンス業務実務研修

各業務に必要な専門的、応用的知識を身に付けることを目的に実施する。 「トイレ基礎講座」「石材メンテナンス講座」

4) ビルメンテナンス業務リーダー教育

現場の責任者としての責務を遂行するために必要な知識を身に付けることをねらいに実施する。

「清掃業務管理責任者レベルアップ研修」

5)安全。衛生教育

労働者の安全・衛生を確保するための安全教育を実施する。 「危険予知訓練講座」

6) 警備業法に基づく警備員現任教育

警備業法で定められた現任教育(10時間)を部外実施教育として実施する。 「警備員現任教育」(施設警備業務(機械警備業務を除く))

7) 労働者派遣法に基づく派遣元責任者講習

労働者派遣法第36条により選任された、派遣元責任者の講習を実施する。 「派遣元責任者講習」

8) 技能実習法に基づく技能実習責任者等講習

実習実施者で選任しなければならない技能実習責任者等の講習を実施する。 「技能実習責任者講習」「技能実習指導員講習」「生活指導員講習」

9) 技能実習制度に関する教育

ビルクリーニング職種の技能実習生を対象に、入国後講習、基礎級・随時3級試対 策講座を実施する。

10) 資格取得の受験対策講座

第一種衛生管理者試験合格を目指すための受験対策講座を実施する。 「第一種衛生管理者受験対策講座」

11) 就労支援研修

行政の就労支援事業受託団体からの依頼により、日雇労働者や就職困難者等を対象 とする技能講習を実施する。

「清掃業務体験講習」「ベッドメイキング講習」

12) その他研修

時宜にあったテーマで随時セミナーを実施する。

2. 教育研修資料等の刊行事業

ビルメンテナンス企業の社内教育等に資するため、新刊DVDの発行、改訂書籍、 ビルメン手帳の発行を行う。

3. 広報啓発活動の実施

KKCの事業活動に対する関心を高め、一層の理解と協力を求めるため、又KKC 会員企業に有益となるような事業を推進する。

ホームページ・Facebookにおいて、KKCの教育訓練事業等活動を紹介し、社会に向けてKKC会員企業の信頼性を高める。

「ビルメンテナンスの研究と開発(仮称)」として、ビル管理に関する技術情報や、 法令改正等KKC会員企業に有益な情報を提供する。

4. 簡易専用水道検査事業の実施

公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道検査事業を推進する。令和 2年4月からは兵庫県の一部を検査対象区域にする予定。

水道検査のシステムを活用し、会員企業の協力を得た建築基準法に基づく特定建築 物調査業務の検討を行う。

5. 店舗衛生検査事業の実施

店舗の衛生状態の向上を目的とし、標準検査基準に基づき、立入検査により施設、設備の衛生状態を調査するとともに、器具などの拭き取り細菌検査を行うことにより総合的評価を加える。

6. 諸施設管理業務の実施

主に万博公園関係施設管理者からの依頼により、警備、清掃、防除、空気環境測定等を実施する。